

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
利益相反マネジメントポリシー

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター利益相反マネジメントポリシー

(目的)

第1条 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「センター」という。）は、センターの公共性を踏まえ、産学官連携活動を含めた研究開発等の業務及びセンターの運営に係わる公益性、公平性、中立性及び透明性を確保することが重要と認識し、必要な制度、体制を整備して社会的な信頼を得ていかなければならない。また、厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針についても遵守しなければならない。

この規程は、このような制度及び体制を整備する一環として、センターの役員及び職員（非常勤職員である者を含む。以下「職員等」という。）が安心して研究開発等の業務及びセンターの運営に取り組める環境を整備する上で重要であり、かつ、考慮を必要とする利益相反について、職員等が常に意識しなければならない姿勢と方向性を定めることを目的とする。

(利益相反の定義)

第2条 利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反を含むものである。職員等又はセンターが、個人的又は組織的な利益や企業等の責務を優先させて活動したと客観的に思われる場合に、適切なマネジメントが必要となるものをいう。

2 狭義の利益相反とは、職員等又はセンターが産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式取得等）と、センターにおける責任が衝突・相反している状態で、以下の各号に示すものをいう。

一 職員等個人が得る利益とその個人のセンターにおける責任との相反

二 センター組織が得る利益とセンター組織の社会的責任との相反

3 責務相反とは、職員等が主に兼業等により企業等に職務遂行責任を負っていて、センターにおける職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態のものをいう。

(基本的考え方)

第3条 前条の利益相反状態に対するセンターの基本的考え方は、以下の各号のとおりとする。

一 センターは、研究開発等の業務及びセンターの運営を公正かつ効率的に行うため、職員等の利益相反による弊害を未然に防止し、万一生じた弊害については、解決のための措置を講じるなど、適切に利益相反マネジメントを行うものとする。

二 職員等は、研究開発等の業務及びセンターの運営を行う上で利益相反の弊害を生じないように努めるものとする。

(センター内外への周知)

第4条 センターは利益相反マネジメントに関する情報を以下の各号のとおりセンター内

外に周知するものとする。

- 一 利益相反マネジメントポリシー等、利益相反に対する取り組み状況（個人のプライバシーに関わる部分を除く。）を外部へ公表する。
- 二 センター内へは、利益相反に関する意識向上のため、センターの利益相反マネジメントの理念及び運営方法等を職員等へ周知するとともに、そのマネジメント状況を定期的に報告する。

（規程）

第5条 このポリシーを遂行するために必要な事項は、理事長が別に定める。

（事務分掌及び改廃）

第6条 このポリシーの遂行に必要な事務は、企画経営部企画医療研究課において行う。

- 2 このポリシーの改廃は、運営会議の審議を経て、理事長が決定する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（施行日前に関する経過措置）

第2条 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター利益相反マネジメント規程（平成22年規程第50号）は、本ポリシーに基づき制定されたものとみなす。

附 則（平成27年規程第2号）

（施行期日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。